

改正

平成18年6月7日要綱第166号

平成19年3月30日要綱第38号

平成20年3月25日要綱第20号

平成22年3月3日要綱第7号

平成22年3月31日要綱第56号

平成24年3月13日要綱第6号

平成31年3月22日要綱第24号

調布市請負工事成績評定要綱

調布市請負工事成績評定要綱（平成10年調布市要綱第35号）の全部を改正する。

第1 目的

この要綱は、調布市工事施行規程（平成9年調布市訓令第7号。以下「工事施行規程」という。）第23条の2及び調布市工事等検査事務規程（平成24年調布市訓令第1号。以下「検査事務規程」という。）第23条の規定により、調布市が所掌する請負工事に係る成績評定（以下「評定」という。）に必要な事項を定め、監督員及び検査員が評定を厳正かつ適切に実施することにより、工事請負者の適正な選定及び指導育成に資することを目的とする。

第2 対象工事

評定は、一件の契約金額が130万円を超える請負工事について行うものとする。

第3 評定者

評定をする者（以下「評定者」という。）は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 工事施行規程第2条第4号に掲げる監督員
- (2) 検査事務規程第7条第1項に規定する検査員

2 前項第1号に掲げる監督員は、工事施行規程第10条に規定する標準仕様書に定められた総括監督員、主任監督員及び担当監督員とする。ただし、主任監督員又は担当監督員が欠けた場合には、この限りでない。

第4 評定の時期

評定の時期は、次の各号に掲げるところによらなければならない。

- (1) 監督員は、原則として完了検査合格の日から10日以内に評定を行う。

(2) 検査員は、検査（清算検査を除く。）を完了したときは、速やかに評価を行う。ただし、完了検査の場合は、原則として完了検査合格の日から14日以内に評価を行う。

第5 評価の実施

評価者は、請負工事ごとに、工事成績評価表（第1号様式。以下「評価表」という。）の各評価項目について第6から第8までに定めるところにより評価を行う。

第6 主任監督員及び担当監督員の評価の内容等

主任監督員及び担当監督員は、評価表の評価項目のうち、「基本的な技術力と成果の評価」、「技術力の発揮」、「創意工夫と熱意」及び「社会的貢献」の各項目について評価を行うものとする。

- 2 前項の規定による評価は、工事成績評価項目別評価表（基本的な技術力と成果の評価）（第2号様式）、工事成績評価項目別評価表（技術力の発揮）（第3号様式）、工事成績評価項目別評価表（創意工夫と熱意）（第4号様式）及び工事成績評価項目別評価表（社会的貢献）（第5号様式）（以下これらを「評価項目別評価表」という。）により行うものとする。
- 3 主任監督員及び担当監督員は、評価の結果について、総括監督員に評価表及び評価項目別評価表により報告するものとする。

第7 総括監督員の評価の内容等

総括監督員は、評価表の全ての項目について評価を行うものとする。

- 2 総括監督員は、前項の規定による評価のうち、評価表の「法令遵守等」以外の項目に係る評価については、第6第3項の規定により報告を受けた主任監督員及び担当監督員の評価の結果を総合的に判断し、評価を行うものとする。
- 3 総括監督員は、第1項の規定による評価のうち、評価表の「法令遵守等」の項目に係る評価については、工事成績評価項目別評価表（法令遵守等）（第6号様式）により行うものとする。
- 4 総括監督員は、前2項の規定による評価の結果を監督員による評価の結果として、総務部検査担当課長（以下「検査担当課長」という。）に評価表、評価項目別評価表及び工事成績評価項目別評価表（法令遵守等）により報告するものとする。

第8 検査員が行う評価の内容等

検査員は、評価表の評価項目のうち、「基本的な技術力と成果の評価」の「施工管理」について評価を行うものとする。

- 2 前項の規定による評価の方法は、次の各号に掲げるところによる。
 - (1) 評価は、検査成績評価表（第7号様式）により行う。

(2) 前号に掲げる検査成績評定表のうち、細目の評定点の算出は、検査成績評定項目別評定表(第8号様式)により行う。

3 検査員は、前項の規定による評定の結果について、検査担当課長に評定表、検査成績評定表及び検査成績評定項目別評定表により報告するものとする。

第9 評定結果の取りまとめ

検査担当課長は、完了検査が完了したときは第7第4項の規定により報告された監督員の評定の結果と第8第3項の規定により報告された検査員の評定の結果を取りまとめ、評定表及び工事成績評定報告書(第9号様式。以下「報告書」という。)に評定の結果を記録するものとする。

2 総評定点に対する評定区分は、次の表のとおりとする。

総評定点	80点以上	75～79点	65～74点	60～64点	59点以下
評定区分	S (優秀)	A (優良)	B (普通)	C (可)	D (不良)

第10 評定結果の報告

検査担当課長は、第9の規定による評定の結果について、総務部次長、当該工事を主管する課の課長(以下「工事主管課長」という。)及び契約課長に対し、評定表及び報告書により報告するものとする。

2 検査担当課長は、四半期ごとに工事成績評定一覧表を作成し、調布市業者指名等適格審査会規程(昭和43年調布市訓令第15号)第4条に規定する委員長に工事成績評定一覧報告書(第10号様式)を送付するものとする。

第11 評定結果の通知

総務部次長は、第10第1項の規定による報告を受けたときは、工事成績評定通知書(第11号様式)により、速やかに当該工事の請負者へ評定の結果を送付するものとする。

第12 評定結果の公表

市長は、評定の結果が総評定点75点以上の工事については、次の各号に掲げる事項を市のホームページ等で公表するものとする。

- (1) 評定区分
- (2) 総評定点
- (3) 工事件名
- (4) 工事場所

- (5) 工期
- (6) 工事施工者
- (7) その他必要な事項

2 前項の公表の時期は、10月とする。

3 公表期間は、前項により公表した日から起算して1年間とする。

4 前項に規定する公表期間内において、公表した工事施工者が、次の各号のいずれかに該当したときは、直ちに公表を取り消すものとする。

(1) 調布市指名停止等要綱（平成18年調布市要綱第220号）第3に規定する指名停止の措置を受けたとき。

(2) 第9の規定による評定区分がD評価を受けたとき。

第13 説明責務

工事主管課長は、第11の規定により通知を受けた者から評定の内容について説明を求められたときは、速やかにこれに応じなければならない。

第14 説明請求等

第13の規定により説明を受けた者（以下「説明請求者」という。）は、その説明に不服のある場合には、工事主管課長に対し、当該不服のある内容について申立書（第12号様式）により説明を求めることができる。

2 説明請求者は、前項の規定による説明の請求については、当該請求に係る第11の規定による通知を受けた日の翌日から起算して10日以内に行わなければならない。

第15 説明請求等に対する回答

工事主管課長は、第14第1項の規定により申立書の提出があったときは、回答書（第13号様式）により回答するものとする。

2 工事主管課長は、前項の規定による回答をするときは、当該回答の内容について、あらかじめ調布市請負工事成績評定審査委員会に付議しなければならない。この場合において、工事主管課長は、第14第1項の規定による申立書の提出があった後、遅滞なく議案（第14号様式）を作成し、関係書類を添えて、調布市請負工事成績評定審査委員会付議依頼書（第15号様式）を検査担当課長に提出しなければならない。

3 工事主管課長は、第1項の規定による回答を行ったときは、回答書の写しに当該申立てに係る関係書類を添えて、検査担当課長に送付しなければならない。

第16 調布市請負工事成績評定審査委員会

第15第2項の規定により意見を求められた場合に、説明請求者からの申立てに係る評定の内容について審査し、第15第1項の規定による回答を適切に行うため、調布市請負工事成績評定審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、次の各号に掲げる職にある者をもって構成する。

- (1) 総務部次長
- (2) 検査担当課長
- (3) 総務部契約課長
- (4) 総務部管財課長
- (5) 総務部営繕課長
- (6) 環境部緑と公園課長
- (7) 環境部下水道課長
- (8) 都市整備部街づくり事業課長
- (9) 都市整備部道路管理課長

3 委員会に委員長を置き、総務部次長をもって充てる。

4 委員長は、委員会を総理し、委員会を代表する。

5 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

6 委員会は、委員長が招集する。

7 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

8 工事主管課長は、委員会に出席し、議案についての説明をしなければならない。

9 委員長は、委員会の運営上必要があると認めるときは、当該工事に係る監督員、検査員その他関係職員の出席を求め、その意見を聴くことができる。

10 委員会の庶務は、総務部検査担当において処理する。

第17 評定の修正

総括監督員又は検査員は、第16の規定による委員会の審査の結果その他の理由により必要があると認めるときは、自らが行った工事成績評定の内容について修正をすることができる。

2 前項の規定による工事成績評定の修正を行うことができるのは、当該評定に係る請負工事について、かし担保責任を負うこととされている期間が満了する日までとする。

3 第1項の規定による工事成績評定の修正については、第7から第11までの規定を準用する。この場合において、第11中「工事成績評定通知書（第11号様式）」とあるのは、「工事成績評定通知書（修正）（第16号様式）」と読み替えるものとする。

第18 雑則

この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。